

「京都市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

市町村は、教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施するため、国の基本指針に基づき、「子育て支援に関する市民ニーズ調査」等により把握した幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込み及び提供体制の確保内容を定めることとされています。

1 幼児期の学校教育・保育

(1) 量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（利用定員総数）」を定める。

なお、量の見込みについては、ニーズ調査結果に加え、実際の保育利用の申込み状況等も勘案して算出する。

○ 認定の区分に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定

(1号認定子ども)	3-5歳、幼児期の学校教育のみ
(2号認定子ども)	3-5歳、保育の必要性あり
(3号認定子ども)	0-2歳、保育の必要性あり

(2) 提供体制の確保の内容

○ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間における教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保の内容（確保方策）を定める。

(教育・保育施設) 幼稚園，保育園（所），認定こども園
 (地域型保育事業) 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育

(イメージ)

		平成 32 年度 (西暦 2020 年度)				平成 33 年度 (西暦 2021 年度)				...	平成 36 年度
		0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	...	
①量の見込み (必要利用定員総数)		50人	150人	300人	200人	50人	150人	300人	200人	...	
②提供体制の確保の内容	認定こども園，幼稚園，保育園（所） 【教育・保育施設】	20人	130人	300人	200人	30人	100人	300人	200人	...	
	地域型保育事業	10人	20人	/	/	20人	20人	/	/	...	
②-①		▲20人	0人	0人	0人	0人	▲30人	0人	0人	...	

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の各々について設定する教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

(量の見込みを定める必要がある地域子ども・子育て支援事業)

地域子ども・子育て支援事業	該当する本市事業等	備考（注1）
利用者支援に関する事業	市町村の窓口等の身近な場所において、相談に応じて必要な情報の提供・助言や関係機関との連絡調整を行う事業	主に幼保推進部会で調査審議を行う。
時間外保育事業	延長保育	
一時預かり事業（一般型等、幼稚園型）	一時保育	
	幼稚園における預かり保育	
病児保育事業	病児・病後児保育事業	幼保推進部会以外の部会で調査審議を行う。
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業	
養育支援訪問事業	・育児支援家庭訪問事業 ・育児支援ヘルパー派遣事業	
子育て短期支援事業	子育て支援短期利用事業	
地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業 ・児童館事業 ・子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業	
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業	
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	
妊婦健診	妊婦健康診査	

（注1）場合により、複数の部会による共同部会で審議

（注2）地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業については、量の見込みの算出対象外

- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 提供体制の確保の内容

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに、計画期間中における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容（確保方策）を定める。

3 量の見込み及び提供体制の確保の内容の設定までの流れ

